

宮城県 福祉サービス 第三者評価



福祉サービス 第三者評価制度とは？

- 福祉サービスを提供する施設について、第三者が客観的な立場から、そのサービスの質を評価する制度です。
- 評価結果は、施設の同意に基づいて公表されます。
- 福祉サービスの利用者は、公表された評価結果を見ることで、自分に合った施設を選択できるようになります。

福祉サービスの利用を 検討されている方は、 是非ご覧ください！

- あの施設のサービスの質はどうなんだろうか。
- 就職を考えている施設の具体的な情報が知りたい。
- 施設のパンフレットやホームページを見比べたけれど、違いが分からない。

このようなときは



評価の対象となる施設（事業所）はどんなところ？

宮城県において、評価の対象としている施設は、次のとおりです。

- **子どものためのサービス**
保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、社会的養護施設（児童養護施設、乳児院など）*
- **障害のある方のためのサービス**
障害者支援施設、障害児入所施設、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所 など
- **お年寄りのためのサービス**
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、高齢者通所介護、高齢者訪問介護
- **その他のサービス**
救護施設



県では、受審した施設に対して、シンボルマークが描かれた受審証明書を交付しています。

* 社会的養護施設については、平成24年度から3年に1回以上の受審及び結果の公表が義務づけられています。（社福）全国社会福祉協議会が認証した評価機関が、全国共通の評価基準に基づき評価を行います。

第三者評価を受けた施設はサービスの質の向上に努力しています！

第三者評価は義務付けられた制度ではなく、任意で受けるものです。評価を受けるに当たって、各施設は、評価機関に対して一定の料金を支払います。したがって、第三者評価を受けた施設は、サービスの質の向上に真剣に取り組み、努力している施設といえます。

第三者による客観的な評価です！

宮城県から認証された評価機関が評価を実施します。評価機関は、サービスを提供する施設から独立しており、客観的な立場で評価を行います。



評価を行う機関はどんなところ？

評価機関として認証されるためには、法人であること、一定の研修を受けた評価調査者を配置していることなどの要件を満たす必要があります。特定非営利活動法人や社会福祉法人、株式会社などが評価を実施しています。

施設のランク付けを行うためのものですか？

第三者評価の結果票には、それぞれの施設の良いところや改善すべきところが記載されるほか、評価項目ごとにa b cの評価も記載されています。これらは、各施設のサービスの質がどのレベルに達しているかを明らかにした絶対評価です。そのような意味で、第三者評価は施設のランク付けを目的とするものではありません。

どのような基準で評価を行うのですか？

第三者評価は、宮城県が策定した評価基準に基づいて行われます。評価基準の一部を紹介します。

- アレルギー疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。【保育所】
- 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。【障害者・児福祉サービス】
- 認知症の状態に配慮したケアを行っている。【高齢者福祉サービス】
- 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。【救護施設】

宮城県保健福祉部社会福祉課

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

TEL : 022-211-2516 FAX : 022-211-2594 MAIL : syahuku@pref.miyagi.lg.jp

